

第 22 期第 11 回神奈川県内水面漁場管理委員会議事録

日 時 令和 7 年 10 月 17 日 (金) 午後 1 時 55 分から午後 3 時 30 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 9 階「議会第 5 会議室」

議 題

1 報告事項

(1) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 8 年度提案項目に係るアンケート調査の提出について (資料 1)

(2) 令和 7 年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について (資料 2)

2 その他

(1) 神奈川県漁業調整規則の一部改正について (資料 3)

(2) 令和 8 年 1 月の委員会開催日程について

(3) その他

出席者

・委 員 漁業者委員	小島 善光、萩原 季、平田 英二、細川 孝
遊漁者委員	伊藤 義明、長塚 徳男
学識経験委員	井貫 晴介、内田 和男、津谷 信一郎
・事務局	原事務局長、広瀬事務局長代理、竹村主事、河野主事
・県水産課	小川担当課長、仲手川 GL、片山副技幹、加藤(大)技師
・県水産技術センター内水面試験場	相澤主任研究員

議 事	
原事務局長	それでは定刻前でございますが、皆様お揃いですので、これより委員会を開催いたします。
	委員の皆様の出席状況について御報告いたします。本日は 10 名中 9 名の委員の御出席をいただいており、漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。
	それでは議長よろしくお願ひいたします。
議 長 (井貫会長)	ただいまから第 11 回の委員会を開会いたします。本日の議題ですが、報告事項が 2 件、その他が 3 件となっております。
	なお、委員からの御質問に対して確認することとなった点等につきまして、事務局からその他の（3）その他で説明していただきます。
	それでは議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。
	小島委員、津谷委員、よろしくお願ひいたします。
両委員	（了 承）
議 長	それでは議事に入ります。まず報告事項（1）「全国内水面漁場管理委員会連合会令和 8 年度提案項目に係るアンケート調査の提出について」を議題としますので、事務局から説明をお願いします。
事) 広瀬代理	【資料 1 に基づき説明】
議 長	ブロック協議会に向けてのアンケート調査について報告がありましたが、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。
内田委員	ここで言う私有水面というのは、公園の池や、あるいは養殖場も含んでいいのでしょうか。魚病のところです。
事) 広瀬代理	例えば異形細胞性鰓病等の数字が入っているところということですね。
内田委員	そうです。
水) 小川担当課長	養殖業者の池も含んでいます。この事案については、去年、内水面試験場の担当者が直ちに対応しまして、初期の段階で発生を抑えたという事例でございます。
内田委員	養殖場ですね。わかりました。
議 長	他に何かございますか。
津谷委員	4 ページ目のカワウの関係なのですけれども、カワウの生息数と被害額というのはどのように把握、あるいは計算しているのでしょうか。
水) 加藤技師	水産課です。こちらは漁協の職員等が、追い払いを行っておりまして、その時に飛来した数を数えたり、記録をしたりしておりますので、その値を入れております。

津谷委員	被害額はどのように算定しているのでしょうか。4ページの①の下の方です。
水) 加藤技師	被害額は、一般的にこのように計算するというやり方というのはあるのですけれども、実際にこの数字をどのように算出したかは把握しておりません。
水) 小川担当課長	補足させていただきます。実際にカワウを捕まえて、アユを大体何匹ぐらい食べているかというのを、調査した結果がございます。平均的にカワウがアユを何匹ぐらい食べている、アユの単価はいくらだということで、大体このくらいの数が飛んでいるとこのくらいの被害だということで、推定をした数字が報告されているということです。以上です。
内田委員	金額が結構高く、減ったと言っても 5,000 万円ですね。
水) 小川担当課長	放流したアユは価値が高いのと、食べられる尾数が相当なものですね。そのため、やはり計算していくと、思ったよりも被害というのは大きいという状況です。内水面漁協に対しては甚大な被害が出ているので、かなり深刻だという認識をしているところでございます。
内田委員	アユだけではなく他の魚種も、放流直後に食べられてしまいます。
水) 小川担当課長	ウグイなども、魚道でカワウが待っていて、上ってくるのを食べる等、かなりいたちごっこになっています。
長塚委員	一番食べられているのはアユでしょうか。
水) 小川担当課長	尾数的にも多いのだと思いますけれども、単価も高いので、被害額も高くなっています。そもそも放流して、漁業権魚種として、被害額で想定されるものの尾数はアユが一番多いですから、あとはウグイやオイカワ等は大した額ではないことを考えると高くなるかと思います。
原事務局長	量については時期等で変化しますけれども、例えば半数以上食べられないにしても、何割か食べられていれば、単価がオイカワ等より圧倒的に高いので、被害の割合としては相対的に高くなるという形になろうかと思います。
小島委員	生息数なのですが、調査した累積の数ということでよいのでしょうか。県内に 11 万羽いるというわけではないですね。そこまではいないと思っているのですけれども。
原事務局長	飛来数調査を試験場でやっていますし、委託でもやっているので、おそらくその集計値になっていると思いますので、延べ数になろうかと思います。度々飛んでくるものは、別日にまたカウントされるということもあるので、生息数と言いますとそこに住んでいるという受け止めをされがちですけれど

	も、ここでは飛んできている数ということになります。
小島委員	調査の延べ数ということでしょうか。
原事務局長	調査の結果、飛んできた数という形になります。
小島委員	わかりました。
議長	他に何かございますか。
津谷委員	8ページの下の方、⑦の漁協さんからの御意見で、テレビで採捕している映像が放映されたので、問題点を申し入れる必要があるということと、もじりで採捕したウナギを高額で転売しているものもいるから、規制をかける必要があるということですが、例えばテレビ局に何かお話しすることになるのでしょうか。そういったことはできるのでしょうか。また、ウナギについて何か規制をお考えでしょうか。
事) 広瀬代理	この御意見を持って、テレビ局に申し入れをしたり、規制をすぐにかけたりというようなことではなく、あくまでもこういった御意見があったということをアンケートの中でお答えをしているというスタンスです。
内田委員	関連した質問ですけれども、高額で転売となっているのですが、これは組合員の方が採っていて、転売するのでしょうか。それとも遊漁者に採らせてということでしょうか。
事) 広瀬代理	漁協さんから回答のあった文言のままなので、こちらから、漁業者なのか遊漁者なのかというところまでは推し量れないのですが、文意からして、遊漁者であると考えられます。
内田委員	高額で転売というのが気になりますて、転売というと商売をやっている人みたいな感じがするのですが。
小島委員	こちらは酒匂川漁協なのですが、実態から言いますと、組合員がもじりを仕掛けます。当然ウナギが採れまして、組合員ですから採ったものを売るということですよね。中には遊漁者もそのようにやっている人もいるということです。
内田委員	遊漁者も筒を入れてよいのですか。
小島委員	もじりは構わないです。ウナギの採捕の中では規制されていないはずですから。もじりは2本までです。
水) 加藤技師	はい。大丈夫です。
議長	売っても問題はないのではないかでしょうか。
内田委員	個人的に転売というのがかなり気になる言葉だったので。
議長	皆さん高く売ればよいのではないかと思うのですが、違うのでしょうか。
内田委員	組合員の方が採ってそれをどこかに売って、そこからまた他に高額で出し

	ているとか、そういったことがあるのかという気がしました。
議 長	そういう話があったということでしょうね。
小島委員	テレビで放映された部分については、テレビで映した時に、どこの河川だから分かってしまうのですね。そうすると、そこに人がいっぱい来て、例えばもじり等をたくさん仕掛けてしまう、乱獲みたいになってしまふということですね。本来であれば、組合に対して撮影しますとか、そういうことがあってしかるべきなのですけれども、いきなりやっているということなので。
議 長	テロップを入れるとかですね。
小島委員	そうですね。映すのであれば、例えば、遊漁証を買ってくださいとか。
議 長	遊漁証を持っている人以外は採れませんと。
小島委員	そうですね。そういうふうなテロップがあればまだよいのですけれども、おそらく採っている人を中心に放映していますので。
議 長	よろしいですか。他に何かございますか。
事) 広瀬代理	それでは、報告事項ですので、了承したいと思います。続きまして、報告事項（2）の「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会の結果について」を議題としますので事務局から説明をお願いします。
【資料2に基づき説明】	
議 長	ただいまの御説明について何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。
事) 広瀬代理	資料2-1の9ページのスライド53、徳島県の漁業権取消しの件は、どうなっているのでしょうか。聞いておられますか。
議 長	これ以上の説明はありませんでした。
水) 小川担当課長	興味ある話ですね。
議 長	報道を見ているとまだ途中だと思います。
水) 小川担当課長	10月中を目途にとなっていますね。
議 長	県の方針としては、取り消すと言っていますけれども、これからそれに対して組合等も意見を述べていくでしょうし、委員会でも議論されると思いますので、取り消されたというところまではまだいっていないと思います。
水) 小川担当課長	取り消した後はどうするつもりなのでしょうか。
議 長	組合がいくつかあるようなので、残るのではないでしょうか。国のガイドラインですと、漁場として適切であれば漁場計画は立てなければなりませんので、立てた後に、従来の漁協なり、また別の漁協なりが出てくるのではないかでしょうか。

議　　長	漁協は設立しなければならないという話ではないわけですから、全ての漁協が解散してしまったらどうするのでしょうか。
水) 小川担当課長	免許の取消しなので、こちらは解散ではないのですが。
議　　長	その次の段階として、そんなに色々と言われるのであれば解散する等と言って、解散してしまったらどうするのでしょうか。
水) 小川担当課長	計画は立てなければならないので立てるのですが、そこに誰も漁協がいないという形になるのではないかと思います。そこを行政が管理するというのはあり得ませんので。
議　　長	あり得ないですか。
水) 小川担当課長	あり得ないです。第五種共同漁業権は、漁協又は漁連にしか免許されませんので、漁業権以外の方法で管理というのは通常はないですよね。
議　　長	国か県かわかりませんが、管理しなければならないのではないですか。
水) 小川担当課長	旧漁業法では、北海道の方で、町が湖の区画漁業権を持って釣らせるという方法をやっていたのですけれども、それはもう制度的にできないのでやめたと聞いていますので、河川のことは第五種共同漁業権でやるのが通常でしょうから、これは漁協がなければ、できないものはできないということになると思います。
議　　長	これから先を見ると、経営的に成り立たないから、組合がどんどん辞めてしまうかもしれないわけですよね。そうすると、内水面漁業の秩序維持は、誰がどうするのかという問題があります。
内田委員	関連して、研修会の中で中村さんがそれにも触れていて、日本では漁協にやってもらっているけれど、アメリカであれば州が管理する等、公的機関、国や地方の自治体が管理するやり方というのは結構多いらしいのですよ。日本ではそれがないということで、やはり方向性として、中村さんが強く推したわけではないけれども、それを見ながら、今の漁協での体制で何とか継続できるような形にならないかという話だったと思います。
水) 小川担当課長	今お話しのあった、例えばライセンス制等は、歴史的なところも異なっておりまして、そもそも漁業法の最初の時には、国が管理をする、国営増殖という話があったのですね。それはできないでしょうということで漁協に免許するということになり、脈々と来ていますので、令和2年の漁業法改正の時も、内水面漁業についてはあまり議論がされずそのまま制度が踏襲されていますので、現在の法律ではやはり漁協か漁連が第五種共同漁業権として管理をするという制度自体は変わらないとしか言いようがないのです。

議長	そういう制度的な検討はしなくてよいのでしょうか。
水) 小川担当課長	その法律に基づいて、どういうことができるのかというのを考えなければいけないと思うので、例えば漁協が解散してしまうのは採算が合わないからというのであれば、採算が合うような、遊漁者の誘致策を考えるというのは県でもできるでしょうということになっていくのだと思います。そうすると、例えば新たに漁協を立ち上げて、アドバイザーとして外部委員を入れて、より遊漁者が来るような漁協で、従来の第五種共同漁業権の制度に基づいた新たな漁場管理をしていくというのが、一番制度にも則っていますし、あり得るのではないかと思います。その手助けをするということは、行政ができると思いますけれども、漁協がいないから県が管理するというのはあり得ないということになると思います。
議長	戦後、行政ではやらずに、漁協に任せるという整理をしたわけですね。しかしそれがいつまでもできるかどうかというのは、これから議論しなければいけないのではないかと時々思うのですけれども、県なり国なりで何かそういう議論をしようという意見はないのでしょうか。
水) 小川担当課長	あまり聞かないのですけれども、今少しお話したとおり、個人的には漁協のポテンシャルというのはまだすごくあって、今の制度できちつとやれば十分賄えるのではないかと思うのです。ここは自分の川だと、他の人は来なくてもよいというような考え方のところもあるのですが、そうではなく、若い遊漁者を誘致して、どんどん儲かるような仕組みを取り入れていけば、非常に良いレジャーですから、十分河川で遊ぶ人たちを呼んでくることができると思います。それに対して行政がこうやつたらよいのではないかという助言をすることができると思いますので、現在の制度であっても、私はそれほど参入障壁等の規制改革が必要だという状況はないのではないかと思います。あくまでも、漁協ができないというのはそこの個別の事例でしかなく、根本の制度の問題ではないのではないかと個人的には思います。
議長	ありがとうございます。
内田委員	よろしいですか。関連してですが、現在内水面において漁業で生計を立てている人はどれくらいいるのですかということを中村さんに質問したのですが、4.8%と、5%を切っているのですね。専業の漁業者で自活できるような体制というのは、今の状況ではなかなか難しくて、それはもう細々と長良川の最後の漁師といった名前で呼ばれている人たちが何人かいるくらいなのですね。方向性としては、内水面の資源としての魚を活用するとなるとやはり遊漁が中心になると思うので、もっと川で遊んでもらいたいというの

が、おそらく中村さんの本音だと思います。しっかりと稼げる漁業者を作るという方向は、おそらく中村さんも考えていないところだと思うので、まさにおっしゃったとおりだという印象があります。

議長

津谷委員

他に何かございますか。

今のお話に関連してなのですけれども、今の制度で、漁業権の免許取消しになった後、様々な措置を講じる前は、その場所というのは狩猟で言う乱場、どうしてもよい場所になってしまうという結論なのですよね。

水) 小川担当課長

今の形ですと、漁業権がなくなりますので放流義務もないですから、追加放流はないですけれども、漁業調整規則で禁止漁法や禁漁期はあります。例えばこの後アユの禁漁期についての説明がありますが、6月1日解禁というのは漁業調整規則で決められていますから、漁業権があってもなくても、産卵期の保護等は行われますので、極端な乱獲が行われて全く資源がない川になるということはないように思います。その代わり追加の放流はないですから、資源的には大分厳しくなるのではないかと思います。

議長

津谷委員

他に何かございますか。

カワウの対策の手法で、銃器ではなく繁殖抑制をするという例を御講義いただいたのですけれども、これは神奈川県で利用できるような方法なのでしょうか。資料2-1の方でカワウ対策として述べられている一連の手法です。

議長

水) 加藤技師

今神奈川県で実際にやっている対策は、どうなのでしょう。

水産課から回答します。現状やっているのは、相模川ですと銃を使うところもあるのですけれども、やはり音がうるさいですか、多摩川や酒匂川ですと、人家への距離が近く銃が使えないで、ビニルテープであったりとか、音は出てしまいますが花火を打ち上げたりですか、そういった対策にとどまっているところで、ドローンを使ったりですか、ドライアイスを使ったりといった先進的な対策はほとんどやれていないという話は聞いております。ドライアイスは、関東広域での取組で研修があるので、方法を見てくるといったことは、計画に上がっておりました。私からは以上です。

内) 相澤主任研究員

ドライアイスは非常に進んでいるやり方なのですが、技術的に大変難しいことがありますて、私も今春、酒匂川にお邪魔して新しくできた営巣地で、巣の周りに鳥おどしを付けられないかと思いまして、竿を持って投げてみたりもしたのですけれども、非常に高く、竿が届きませんでした。登るにも非常に高いところで、技術的に難しいところがあります。

また、津谷委員がおっしゃった制度的にできるものなのかというところな

のですが、多くの場合が生物を触ってはならない、鳥獣保護がされている区域になっているので、直接、卵や親鳥といった生物にアプローチできないのです。そのため、多くの神奈川県のカワウのいるところでは、カワウに直接触らない、おどしをつける等でやらざるを得ないという現状ではあります。

津谷委員

そうすると、これは千葉でやるのでしょうか。その点はどのようにクリアしているのでしょうか。触ってはならないというのは。

内) 相澤主任研究員

他の都県では許可を特別に取っているのだとと思うのですが。

津谷委員

神奈川県ではその許可を取ってやるほどではないのでしょうか。

内) 相澤主任研究員

今、営巣地として確認されているところが3か所ほど、私有地を入れるとあともう1か所ほどなのですけれども、数としてはそれほど多くありません。また、許可を取らないまでもできる方法、例えばおどしをつけるといった取組をまだ十分にやっていませんので、まずそれをやってから、段階的に許認可が必要であれば許認可を取るというようなことが考えられるのではないかと思うのです。まだ許可を取ってやるというところまで知見も集まっていないので、そういう段階にあると思います。

議長

よろしいですか。他に何かございますか。

内田委員

一番よいのは、坪井さんを呼んで、やってくれというのが一番楽です。それで、ドライアイスを入れるのは、卵を除去してしまうと親鳥がまた卵を産んでしまいますので、それを防ぐために死んだ卵をそのままにしておけば、繁殖抑制になるということで、かなりリーズナブルな方法だと思います。山梨県の職員の方と一緒に、最初は竹の棒にドライアイスを入れてやっていましたので、ドローン等を使い始めたのはごくごく最近だと思います。やろうと思えばおそらく技術的にはできると思います。

内) 相澤主任研究員

許認可部局から、生物には触らないように、おどし、テープはよいという指導がありましたので、そういった取組から徐々にと思いますが、内田先生からの御助言は頭に入れながら、発展させていければと思います。

内田委員

繁殖しているのが3か所くらいであれば、まだまだ飛来してくるものの数の方がずっと多いと思います。

議長

よろしいですか。

津谷委員

2つ目の講演の、内水面漁協の経営改善についての方で、35番のスライドに、増殖指針や目標増殖量の先進事例として3つ出てくるのですけれども、今日いただいた県の増殖指針には目を通せていないのですが、この3つの方法について県はどうお考えでしょうか。

議長

神奈川県では今やっていないのですよね。

水) 小川担当課長	増殖指針を添付させていただいているけれども、カテゴリーとしてはかなり充実したものを毎回作成しているのですが、こちらについてではないでしょうか。
津谷委員	ここに具体的な方法が3つ出ているのですが、増殖量を金額で示し、増殖方法は漁協が決めるというのは、これは神奈川県もそうでしたか。これらの先進事例1つ1つをどう評価されますか。
議長	今現在はやっていなさうですね。
水) 小川担当課長	金額では示していないです。目標増殖量はあくまでも重量です。
内田委員	よろしいですか。研修会の時に話されたのは、この先進事例は、例えばこのようなものがありますよというのを出しただけで、その頭にある「最もていねいな都道府県では、魚種ごとに生態から説明」するという、こちらが大事なのですね。さらに、例えば堰堤があつて登れないところを、環境を整備して魚道のようなものを設置したらそれも増殖の効果の1つとして認めましょうといった事例もあるし、それから漁業の経営を考えた時には、金額が限られているとすれば、それをこれまでどおりの努力でできる範囲の増殖を金額で示そうという事例もありますという、例え話で出されたものだと思います。
議長	神奈川県は「最もていねいな都道府県」のうちの1つで、先進事例の話については、漁協から相談があれば検討しますといった段階だと捉えたらよろしいですかね。
内田委員	そうですね。禁漁と増殖義務を一緒にしているというのも、全体として禁漁したらこれだけ魚が増えて、またそれを採捕できればよいというような、キャパシティ、環境収容力の範囲内で、魚の数が足りなければ放流すればよいし、環境収容力そのものが低下しているところが、巨石が昔あった場所なのであれば巨石を投入するといった他の方法で、川のキャパシティを最大に活用できる方法を中村さんは模索しながら話をしていましたと思います。
議長	よろしいですか。議論は尽きないですが、このあたりで終えたいと思います。
	それでは、続きましてその他に移ります。まず(1)「神奈川県漁業調整規則の一部改正について」、水産課から説明をお願いします。
水) 加藤技師	【資料3に基づき説明】
議長	水産課から調整規則の改正について、ずっと御苦労されてきた内容を含め説明がありましたが、何か御質問、御意見ありますでしょうか。
内田委員	これだけデータを取るのも大変だろうと思い感心しておりますが、アユの

産卵ポテンシャル、おそらくメス親の総重量で大体どれくらいのポテンシャルを持っているかというのが出てくると思うのです。そして採ったアユの数というのは、アユがたくさんいる年はたくさん採れますよね。努力量がどれぐらいかわからないのですが、そうするとポテンシャルが多い年に、少々採捕しても翌年の遡上量に跳ね返るくらいの効果はおそらくないと思うので、これだけで説明するというのは、少々苦しいかなという気がしました。禁漁の時期については、この期間に親を全て残せば、どれくらいの子孫が量として残る可能性があって、その残る可能性というのも、海域での減耗の方が非常に変動が大きいですから、それに比べたら僅かであるというような説明の方が、実際にわかりやすいような気がするのですけれども、どうでしょうか。

内) 相澤主任研究員 2つお答えします。

1つは経験則からのお話なのですが、相模川ではアユの流下量、そして遡上量のデータが整っています。非常に変動が激しくて、年別に最小と最大を比較すると、2,000倍から3,000倍というオーダーで、多い時と少ない時の中でもらつきがあるといった結果が得られています。そのため、そういった非常に変動が大きい中でもアユ資源が維持されているということは、少々採捕しても影響はないだろうということの証左だと思います。

あともう1つ、産卵ポテンシャルというお話もありましたが、まず前提として、この調査に関しましては、水産庁の担当官から、釣ってみて翌年の遡上量を比較してみたらどうかという御提案をいただいたので、それにお答えするという趣旨があり、そこから得られる様々なデータは、様々な仮定がない中で、比較的ぶれない堅い数字と言いますか、増加する遊漁者数や、増加する釣獲量であるとかを添付しながら説明するというプロセスになるのですが、担当者レベルでは、今内田委員がおっしゃったような産卵ポテンシャルのような取組はしているところです。そういたしますと、これだけのデータは毎年揃えるのはなかなか難しいのですが、ある年だけを見ると、遡上量、放流量に対して、産卵まで参加できるアユの資源量、親資源量となるものが、初期資源量の何%かということまで得られていて、これはあくまでも担当者レベルで、まだ組織としてのコンセンサスを得ていないのですが、比較的合理的な数字が出たということで安心をしているところです。それには内田先生がおやりになった鼠ヶ関の、孵化、産卵から海に下るまで21%という調査も参考にさせていただいており、そちらに関しては、前段で申し上げた堅いパラメーターについての、担当者が検算するための資料として取

り扱っており、内田委員のおっしゃったような検討というのはさせていただいているところです。

議 長

水) 加藤技師

水) 仲手川G L

これは、事前協議が整ったという前提ですか。

事前協議はまだやっていないのですけれども。

資料にある事前協議は、規則改正をする時に罰則等があるので、検察等の機関と事前協議をするというのがまずございます。水産庁に対しては、事前に説明を行っています。

議 長

水) 仲手川G L

OKが出ているのですか。

OKというまではいかないのですけれども、方向性としてはよいという御回答をいただいている。

議 長

中途半端ですよね。以前は事前協議が整ったとか、整っていないとか、そのような表現をしていましたけれども、そういうわけではないのでしょうか。

水) 仲手川G L

完全に整ったというところまでは言い切れない状況です。

議 長

委員会で諮詢したら認可申請に行くわけですよね。

はい。

事前協議が整っていないのに認可申請に行くということになりませんか。

今日は、事前の御説明ということです。

委員会はよいのですけれども、水産庁の関係では。

これから、より本格的に協議中というところです。

進めてよいかという了解はまだ取っておらず、これから取るということですね。

水) 仲手川G L

既に説明して、進めてよいという了解もいただいているのですけれども、実際にこの形で申請してよいかというところの完全な資料としては、まだでき上がっていないという状況です。

方向性なり内容については了解済みということですね。

そうですね。

わかりました。

すみません。これは、神奈川県全体の河川が10月31日まで延長ということになるのですか。

水) 加藤技師

説明資料の区域1から3、相模川と酒匂川のみです。

細川委員

わかりました。

内田委員

とりあえず、御説明でよくわかりました。水産庁の担当者が前年度に採つても翌年の遡上に影響しないでしょうという数字が欲しかったので、それを

出した資料だと理解しました。ただ、因果関係は、先程相澤さんが言われたように、担当者のレベルでは違うというのを認識した上で協議いただければありがたいと思います。

議 長

小島委員

水) 加藤技師

小島委員

水) 加藤技師

小島委員

水) 加藤技師

小島委員

水) 加藤技師

議 長

小島委員

内) 相澤主任研究員

議 長

内) 相澤主任研究員

水) 加藤技師

よろしいですか。

3ページの産卵期と、4ページの産卵場なのですけれども、酒匂川はなぜ入っていないのでしょうか。

4ページ目、平成24年度までの産卵場の調査でしょうか。

産卵期と産卵場です。

その前のページ、3ページの産卵場調査で相模川、早川、千歳川と書いてありますので、この時にあった調査では酒匂川はやらなかつたのかもしれません。

産卵場調査は、おそらくどこの河川も毎年やられているので、データとしてはあるのではないかと思います。

9ページの調査地点の説明では、酒匂川の産卵場はここですという地図はあるのですけれども。

それはあるのですが、産卵期と産卵場のところには、酒匂川がありません。早川と千歳川は、漁期延長しないのではないか。

こちらの平成24年度の頃は、まだ県全体も視野に入れながら調査をしていた時期で、今回説明した相模川と酒匂川のみというのとは異なっており、その前段階の時点ですので、調査設計の考え方方が違っていたというところがあるかと思います。

酒匂川のデータもあるはずなので、それを追加すればよいのではないかでしょうか。そうしないと、酒匂川が突然出てくる形になってしまいます。そういう話ですよね。

そうです。調べればデータはあるはずなのです。

平成22年と23年は、試験場として調査をしていなかつた可能性があります。

他の年でもよいので、酒匂川についても一緒だというような資料を整えた方がよいのではないかという話ですね。

わかりました。平成24年あたりから、詳細に酒匂川の産卵場調査をしていますので、委員から御指摘のあった産卵期等のデータについては、今現在は手元にございますので、それは整えていきながら作業を進めたいと思います。

すみません。酒匂川の産卵場はここだということを示した方がよいという

	御意見ということでよろしいですか。
議長	産卵期と禁漁期が合っていることを示す資料に酒匂川が抜けているので、時期が違っていても、そういうった資料はあるのではないかということです。
内) 相澤主任研究員	こここのところ 10 年くらいやっていますので、この 23 年以降の数字は充実したものがございます。パワーポイントでは、当時の結果としては反映しませんでしたが、データがございますので、お示しできると思います。
議長	他にないようであれば、非常に御苦労されているようですけれども、1 月に諮問が上がることをお待ちするということでよろしいでしょうか。
小島委員	すみません。もう 1 点よろしいですか。スケジュール感なのですけれども、委員会で諮問があつて、3 月に規則改正の公布、施行、その後に遊漁規則の変更認可とあるのですけれども、例えば 6 月に相模川漁連さんは間に合うのでしょうか。酒匂川漁協は少々危ないのではないかと思うのですけれども。というのは、当然総代会にかけて、組合員の承認を得てから県に申請しなければいけないので、その部分のバッファとして、何日間かは必要になつてきますので。
水) 加藤技師	遊漁規則等の規則改正が間に合うかということですね。指導自体は決まる前からやつていきますので、改正できるという内定した状態になりましたら、内々に遊漁規則と行使規則の改正手続きを進めていきます。
小島委員	それはよいのですけれども、例えば遊漁規則の変更認可を出す時に総代会をやらなければならないのです。通常、酒匂川漁協では総代会が 3 月の下旬です。ということはそれまでに、ある程度議題にかけてよいというところまでいっていないと、組合に資料を提示できないのではないかと。
水) 小川担当課長	今回、調整規則の改正で影響するのが 10 月の最後のところなので、それまでに遊漁規則等の改正をやってもらうようになるのではないかと思っています。遊漁券、特に年券の印刷が間に合わないというのが、漁協さんが一番気にされているところだと思いますので、そのあたりについては技術的に策を講じておつりまして、例えば今年度の年券については、規則が改正された場合は、14 日と書いてあるけれども 31 日と読み変えて有効というような文章を附則に入れてもらって遊漁規則を認可すればよいと思います。調整規則が変わった後に、10 月 15 日が来るまでに遊漁規則については改正してもらえば、運用上は影響がないと思いますので、それほど焦って調整規則のタイミングに合わせて、遊漁規則まで変えなければいけないということではないと思っていますので、影響がある組合については、また調整をさせていただ

きながら進めたいと思っています。

議長 連絡を密にして、齟齬のないようにお願いします。それではこれでよろしくうございますね。

委員一同 (了承)

議長 それでは次に、事務局から説明があるということですので、お願いいいたします。

事) 河野主事 事務局から 2 点御説明をさせていただきます。

まず、9 月の委員会でしじみの承認申請について御質問いたしておりましたので、そちらについて御説明をいたします。

申請書類では、ヤマトシジミを投入して、その生残や生育について調査を行う定着調査について、投入場所、時期、投入量については、調査職員、地元の大田漁協と協議の上で設定するとなっておりました。こちらについて、川崎河川漁協の記載がなく、大田漁協のみの記載となっている理由について御質問をいただきました。

この件について確認いたしましたところ、多摩川へのしじみの放流を大田漁協が中心となって実施しており、その放流場所と同じ場所に調査投入してしまうと、正確な調査結果を得ることができないため、詳細な場所の協議を大田漁協と行っているということでした。

なお、川崎河川漁協も、しじみの放流に参加していることから、調査場所や日時等について、大田漁協と同様に連絡をしていただくように申請者に依頼をいたしました。この件についての御説明は以上です。

議長 よろしいですか。

それでは次の説明をお願いします。

事) 河野主事 続きまして、旅費制度の改正について御説明をさせていただきます。委員会の通知に事務連絡を同封させていただきましたが、県職員の旅費条例が改正され、令和 7 年 10 月 1 日から新しい旅費制度の運用が開始されました。委員の皆様の旅費についても、日程が 10 月 1 日以降のものから、改正後の制度が適用されます。

まず、通信連絡費相当として支給していた 1 日当たり 120 円の旅行雑費が廃止となります。また、急行・特急列車については、50km 以上の場合に利用ができることとなりましたが、領収書の提出が必要となりました。宿泊費については、これまでの定額支給から上限付きの実費支給に変更となり、こちらについても、領収書の提出が必要です。お手数をおかけしますが、御協力のほどよろしくお願いいいたします。

主な変更点につきましては事務連絡の裏面に記載をいたしましたので、御確認くださいますようお願ひいたします。御説明は以上です。

議長

よろしいですか。

本日の議題は全て終了いたしましたが、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいですか。

水産課、事務局、よろしいですか。

それでは特にないということですので、本日の委員会はこれで閉会といたします。次回は11月21日金曜日14時からの開催ですので、よろしくお願ひいたします。